

災害にかかる各種支援制度について

8月3日(月)発行の『広報こうさ』号外第1報でもお知らせしていますが、町では、支援制度の情報をいち早く被災者の皆さんに伝え、1日でも早い被災者の皆さんの生活再建を目指して、国や県、関係機関などと協力して力強い支援を続けていきます。

最新の情報については、防災アプリ「infoCanal」や町公式ウェブサイトで発信しています。

【重要】被災者の皆様へ

「災害救助法」などの災害関係の支援を受けるためには、「り災証明書」（または「被災証明書」）が必要です。

また、被災した住家、店舗、工場、事務所などを片付けてしまう前に必ず写真で被災状況を残しておくことが重要です。

り災証明書の申請

「り災証明書」は、災害により居住する家屋等に被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）を受けたことを、町が証明するものです。この「り災証明書」は、住宅の応急修理などの各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

お問い合わせ先

町税務課

☎096-234-1112



▲町公式ウェブサイト

住宅の応急修理

災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分について、業者に依頼して応急的な修理を行い、元の住家に引き続き住めるようにするものです。



修理業者に代金を支払ってしまうと
この制度は利用できません。
必ず事前に建設課にご相談ください

お問い合わせ先

町建設課

☎096-234-1183



▲町公式ウェブサイト

住家の被害に伴う住まい再建の意向調査

災害により著しい被害を受けた方で、住まいの再建方法および町の公営住宅等への入居希望についてお尋ねする「住家の意向調査」を8月3日行政区配布により配布しています。

被害を受けた住家における生活が困難な方、修繕などのために仮住まいが必要な方は調査票にご記入いただきご提出をお願いします。



調査票提出期限 8月28日（金）
※提出期限を過ぎても、随時受け付けます。

お問い合わせ先

町住民生活課

☎096-234-1113



▲町公式ウェブサイト

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

災害により住家に甚大な被害を受けられた方のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅（アパート等）を借り上げて提供し、一時的な居住の安定を図ります。



入居を希望する方は、
まずは福祉課にご相談ください。

お問い合わせ先

町福祉課

☎096-234-1114



▲町公式ウェブサイト

被災した浄化槽の入れ替え

災害により被災した浄化槽や便槽を、新しい合併処理浄化槽に転換または入れ替えを行う場合、補助金を交付します。



浄化槽工事を施行する事業者を通じて書類を提出していただきます。まずは、環境衛生課にご相談ください。

お問い合わせ先

町環境衛生課

（町水道管理センター内）

☎096-234-1169



▲町公式ウェブサイト

町内中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口の開設

災害により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、甲佐町商工会では「特別相談窓口」を開設しています。

事業の継続や資金繰りに関するご相談の他、経営上の不安や今後の対応に関する悩みなど、気軽ににご相談ください。



相談受付は町商工会で行います。

お問い合わせ先

町商工会

（甲佐町豊内719番地2）

☎096-234-0272

町地域振興課

☎096-234-1154



▲町公式ウェブサイト

『保険証』等がなくても医療機関を受診できます

「マイナ保険証」や「資格確認書」、「公費負担手帳」等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、医療機関等で、各制度の対象者であることを申し出て、氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより、受診できます。

また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

お問い合わせ先

町住民生活課

☎096-234-1114



▲町公式ウェブサイト

各種相談について

法律・人権・行政・心配ごと相談

町民の生活における不安や心配ごとの解消・解決を目的として、法律・人権・行政・心配ごと相談を実施しています。

▶開催日時

原則第1月曜日の午前9時～正午

▶会場

町民センター（甲佐町大字糸田9番地1）

こころの健康相談

災害後に現れるさまざまな心の不調などのご相談に応じます。

▶こころの健康相談電話

☎096-386-1166（月～金 午前9時～午後4時）

▶熊本いのちの電話

☎096-353-4343（年中無休、24時間）

▶＃いのちのSOS

☎0120-061-338（年中無休、24時間）

消費生活相談

災害に便乗した悪質商法や住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談を受け付けます。

①上益城5町消費生活相談室

▶開催日時

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

▶会場

月曜日 益城町役場 ☎096-286-3210

火曜日 御船町役場 ☎096-282-1226

水曜日 嘉島町役場 ☎096-237-1112

木曜日 町老人いこいの家 ☎096-234-3223

金曜日 山都町役場 ☎0967-72-3133

②消費者ホットライン

▶電話番号 ☎188

▶受付時間

平日 午前9時～午後5時

土・日・祝日 午前10時～午後4時

お問い合わせ先

町福祉課 ☎096-234-1114



◀町公式ウェブサイト

※上記の「こころの健康相談」には、掲載した窓口のほかにも相談先があります。詳細は、町公式ウェブサイトでご確認ください。

防災アプリ（InfoCanal）の登録のお願い

この度の災害により、町ではさまざまな情報を配信しています。

防災アプリ（InfoCanal）は、いつでもどこでも町からの情報を確認できます。登録をされていない方は登録をお願いします。

お問い合わせ先

町危機管理防災課
☎096-234-1167



▲ Android 版
ダウンロード



▲ iPhone 版
ダウンロード